

平成23年伯耆町
第5回定例会

条例等議案説明資料概要



平成23年9月

伯耆町 総務課

議案名等	伯耆町からの暴力団排除のために必要な関係条例の整備に関する条例の制定について
(提案理由及び概要)	
<p>1. 理由</p> <p>町の事務に対する暴力団の関与等を排除し、町の事務が暴力団等の資金獲得活動に利用されること等を防止するため、町の個人情報の取扱いに関し暴力団等の排除を目的とする場合の例外を設けるとともに、暴力団の利益になると認められるとき等は公の施設の利用の許可等をしないことができることとする等関係する条例について所要の改正を行う。</p> <p>2. 概要</p> <p>①伯耆町個人情報保護条例の一部改正（第1条関係）</p> <p>伯耆町個人情報保護条例について、町の事務への暴力団等の関与を排除し、又は予防することを目的として、主に警察への照会のために個人情報を本人以外のものから収集し、又は個人情報取扱事務登録簿に登録された目的以外の目的のために利用し、若しくは提供することができることとするための所要の改正を行う。</p> <p>②公の施設の管理条例等の一部改正（第2条～第32条関係）</p> <p>次に掲げる条例について、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団の利益になると認められるときは、施設の利用許可等をしないことができることとする等公の施設の不適正な利用等を制限するための所要の改正を行う。</p> <p style="text-align: center;">(改正する条例)</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 伯耆町有線テレビジョン放送施設条例 ・ 伯耆町コミュニティプラザ条例 ・ おにっ子ランド条例 ・ 伯耆町遊学館条例 ・ 鬼の館条例 ・ ささふく水辺公園条例 ・ 伯耆町立学校施設使用条例 ・ 伯耆町立公民館条例 ・ 伯耆町立写真美術館条例 ・ 伯耆町別所川溪流植物園条例 ・ 伯耆町青年の家条例 ・ 伯耆町営社会体育施設条例 ・ 伯耆町総合スポーツ公園条例 ・ 伯耆町丸山ふれあいの森条例 ・ 伯耆町児童館条例 ・ 伯耆町溝口福祉センター条例 ・ 神奈備ふれあい会館条例 ・ 伯耆町隣保館条例 ・ 伯耆町岸本保健福祉センター条例 ・ 伯耆町農村環境改善センター条例 ・ 伯耆町多目的研修集会施設条例 ・ 伯耆町産地形成促進施設条例 ・ 添谷農産物加工処理施設条例 ・ 伯耆町農村公園等条例 ・ 日光農村広場条例 ・ 伯耆町多目的グラウンド条例 ・ 伯耆町フィールドステーション条例 ・ 伯耆町共同堆肥センター条例 ・ 伯耆町ふれあい交流ターミナル条例 ・ 伯耆町伯耆溝口駅前公園等条例 ・ 伯耆町岸本駅前地域交通拠点施設条例 </div> <p>3. 施行期日 平成23年10月1日</p>	

議案名等	伯耆町税条例の一部を改正する条例について
(提案理由及び概要)	
1 理由	
<p>国会において審議中となっていた平成23年度地方税制改正法案について、寄附金税制の拡充部分及び税負担軽減措置等の部分が平成23年6月22日に「現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律案」として成立し、平成23年6月30日付で公布となった。これに伴い、伯耆町税条例の一部改正をするもの。</p>	
2 概要（主な改正内容）	
(1) 寄附金税制の拡充	
<p>イ 寄附金税額控除の適用下限額の引下げ（5千円⇒2千円）</p>	
<p>※所得税においては平成22年分から実施済</p>	
<p>ロ 国税庁が認定していないNPO法人の内、都道府県及び市町村が条例で指定することにより、寄附金控除の対象とすることが可能となった。なお、鳥取県及び県内市町村において、現状では指定なし。</p>	
(2) 租税罰則の見直し	
<p>イ 正当な理由のない不申告についての過料等の引上げ</p>	
<p>(3万円⇒10万円)</p>	
(3) 負担軽減措置の延長	
<p>イ 肉用牛の売却による農業所得の課税特例（免税所得）の延長</p>	
<p>(平成24年度まで⇒平成27年度まで)</p>	
3 施行期日	公布の日

議案等説明資料

提出課：地域整備課

議案名等	伯耆町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について
<p>(提案理由及び概要)</p> <p>1. 理由 地方自治法の改正にあわせて、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正が行われたため、条例中引用している部分を改正するもの。</p> <p>2. 概要 地方自治法の改正により市町村の基本構想の策定義務がなくなるとともに、附則で基本構想に即して一般廃棄物処理計画を定めるべきことを定めている廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第3項の規定が削られたため、町として計画を定めるにあたって基本構想に即したものとする条件をなくするもの。</p> <p>3. 施行期日 公布の日</p>	